

事例 7

EU 向けに木製品の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

A 社：畳の製造、張替えをしている。

B 社：新築・民家再生・リフォーム・増改築をおこなっている工務店で、民家再生の施行も行っている。

C 社：作業用機械を製造販売している。

【輸出の目的等】

A 社：ドイツの日本文化を紹介する施設で、18 年ぶりに畳の張替え作業を実施する。その際に使用する器具（作業台、定規、レールなどの木製品）を輸出する必要がある。

B 社：フランスにて我が国の古民家を移築することとなり、古民家で使用されている木材を輸出することとなった。

C 社：ドイツにおいて、作業用機械を見本市に出展する。その際に出展する機械で製造した木製品を見本として展示することとなった。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

A 社：ドイツで畳の張替えに使用する器具類はすべてヒノキ製の木材である。EU 向け製材の輸出の際は、消毒が必要だと聞いているが、その内容、手続きについて知りたい。今回、輸出する器具類は精巧、精密なものであり、加熱による湾曲などの変形は認められない。

B 社：フランスに我が国の古民家を移築することとなり、古民家に使用されている木材（サワラ、マツ、ヒノキ等）を輸出する。EU 向けの針葉樹の輸出に当たっては、消毒が必要であると承知している。具体的な消毒内容のほか、自社の近隣で消毒を実施できる施設、実施者等がいるか知りたい。

C 社：ドイツで開催される製造機械の見本市に自社が製造している作業用機械を出展するが、同時に同機械で製造した木製品のサンプルを輸出、展示する。輸出に当たっては、現地で組み立てることとしているが、木製品の材質はヒノキ製であることから輸入時の規制があることを承知している。どのような方法で消毒すれば良いのか、また、消毒が実施できる施設、実施者を教えて欲しい。送付する材には厚み 1 cm のものがあり、現地での組み立てを考慮すると変形することは支障がある。

【支援等の内容】

いずれの相談においても、電話、ファックス、メール等により検疫条件の提示、ISPM No.15「Regulation of wood packaging material in international trade（国際貿易における木材こん包材の規制）」で定め

られている基準等を説明するとともに、必要に応じ、これらに対応できる施設などについて、公表されている資料を提供した。

臭化メチルによる基準（24h）

Fumigated with methyl bromide(BH₃Br)

温度 Temperature °C	投薬量 Dosage (g/m ³)	最低濃度 (g/m ³) Minimum concentration		
		2h	4h	24h
21.0 or above	48	36	31	24
16.0-20.9	56	42	36	28
10.0-15.9	64	48	42	32

(ISPM No.15 臭化メチルくん蒸処理基準)

具体的には、EU の関係するレギュレーションである「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019」の該当部分を要約した資料を提供した。EU の消毒方法には熱処理、くん蒸処理、キルンドライ処理及び防腐剤加圧注入処理が示されているが、A 社、C 社に対しては、加熱する処理では、ひずみ、湾曲が生じやすいことから、くん蒸処理が好ましいと考えられる旨を伝えた。

A 社にあつては、作業台及び定規については、アルミ等の金属製に変更し輸出されることとなった。レールについては、使用中のものを輸出するが、材質を確認したところ、合板であり、ニス塗りされているとの情報が提供された。合板については EU の検疫条件では規制品目に該当しないことから消毒を必要としないものである。念のため、写真の送付を受け合板であることを確認した。

B 社にあつては、輸出用木材こん包材の消毒を実施している施設及びくん蒸事業者を一覧にして、提供した。

C 社にあつては、展示する部品の形状変化に問題があることから、臭化メチルくん蒸を勧めた。しかし、少量貨物に見合う適切な施設が少ないことから、支援事業において調査し、少量荷口に対応できる施設を紹介した。なお、臭化メチルの基準については ISPM No.15 で定められている基準を提示し、輸入国側に同基準に基づく消毒で差し支えないかの確認を取ることを説明した。

【所感】

今回紹介した事例のうち A 社は、検疫上規制のある品物の代替品（金属性）に変更して対応され、現地での作業が行われている。

B 社については、無事輸出され、現地での作業が終了している。

C社においては、加熱による変形を回避する必要があることから、臭化メチルくん蒸を推奨したが、EU 向けの限られた少量の輸出であり、通常の輸出検疫で行われている倉庫くん蒸、天幕くん蒸には適さなかった。このことから、少量のくん蒸ができる施設を紹介した。

EU 向け針葉樹の輸出に当たっては、EU の基準に基づく消毒が求められているが、加熱においては、材のサイズによっては変形することも懸念されているところで、輸出目的に適さない場合もある。また、輸出数量も多くなく少量となると適切な消毒施設の問題もあり、消毒実施が困難な場合もある。支援事業として、輸出者の意向を踏まえた、適切な対応が求められる。

EU 向け針葉樹製材の検疫条件

(COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2019/2072 of 28 November 2019 の関係条項を整理しました。)

1 針葉樹製材については、消毒の実施の確認・輸出検査の受検が必要で、植物検査証明書を添付して輸出してください。

2 消毒には以下の方法のいずれかを実施する必要があります。いずれも、植物防疫官の確認を受け、植物検査証明書にその方法等を記載することが必要です。

①熱処理

- ・最低材芯温度が 56℃で 30 分以上の処理が必要です。
- ・処理後、木材又は包装に {HT} のマークを表示する必要があります。
- ・植物検査証明書には、処理温度及び時間、消毒後輸出までの期間がカミキリムシ (*Monochamus*) の飛翔期間でないこと又は樹皮が付いていないこと又はマツノザイセンチュウの感染を確実に防ぐ被覆、又はマツノザイセンチュウの感染がないことの追記が必要です。
- ・処理温度の記録表 (チャート) を植物防疫官へ提出する必要があります。
- ・消毒場所は、輸出用木材こん包材の認定消毒実施者の施設で実施することが可能です。
- ・消毒施設への入庫、出庫のいずれか、又は両方に植物防疫官の確認が必要です。

②臭化メチルくん蒸

・植物検査証明書に使用薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の記載が必要です。(※EU 規則内には具体的な薬剤、処理濃度及び時間、最低温度の基準は掲載されておりません。梱包材の処理の基準 (ISPM No.15) で対応できると思われますが、輸入者サイドに確認をしてください。照会結果を書面で植物防疫所に提出して消毒を実施してください。)

- ・投薬時、開放時に植物防疫官の確認が必要です。
- ・輸出用木材こん包材の認定くん蒸者実施者に確認してください。

③防腐剤加圧注入処理

- ・使用する薬剤が EU で認められているかどうか、事前に輸入者を通じ EU 側に確認してください。
- ・植物検査証明書には、有効成分、濃度、圧力の記載が必要です。
- ・処理時に植物防疫官の確認が必要です。

④KD 処理

- ・最低材芯温度が 56℃、30 分以上の処理後、キルンドライで水分 20 %未満になるまで処理してください。
- ・木材又は包装に「kiln dried」又は「K.D. HT」を付す。
- ・植物検査証明書を添付してください。

3 原則として、消毒の後、輸出検査を受ける必要がありますが、消毒確認時に同時に行われることがあります。(対応については、植物防疫所に確認してください。)

(参考)

EU 規則 URL (156 ページをご覧ください。)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R2072&from=EN>

ISPM No.15

ISPM 15. Regulation of wood packaging material in international trade (fao.org)

Official statement that the wood has undergone an appropriate:

(a) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56 °C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, indicated by a mark 'HT' put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

and

official statement that subsequent to its treatment the wood was transported until leaving the country issuing that statement outside of the flight season of the vector *Monochamus*, taking into account a safety margin of four additional weeks at the beginning and at the end of the expected flight season, or, except in the case of wood free from any bark, with a protective covering ensuring that infestation with *Bursaphelenchus xylophilus* (Steiner et Bühner) Nickle et al. or its vector cannot occur.

or

(b) fumigation to a specification approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the minimum wood temperature, the rate (g/m³) and the exposure time of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

or

Plants, plant products and other objects CN codes Origin Special requirements(c) chemical pressure impregnation with a product approved in accordance with the procedure laid down in Article 107 of Regulation (EU) No 2016/2031, the active ingredient, the pressure (psi or kPa) and the concentration (%) of which are indicated on the certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031,

Or

(d) heat treatment to achieve a minimum temperature of 56°C for a minimum duration of 30 continuous minutes throughout the entire profile of the wood, and kiln-drying to below 20 % moisture content, expressed as a percentage of dry matter, achieved through an appropriate time/temperature schedule, which is indicated by a mark 'kilndried' or 'K.D.' or another internationally recognised mark together with a mark 'HT', put on the wood or on any wrapping in accordance with current usage, and on the phytosanitary certificate referred to in Article 71 of Regulation (EU) No 2016/2031

(原文 ANNEX VII の 76)

(Wood of conifers に対する Special requirements)

事例 8

消毒条件に適合した木材の輸出に取り組む事業者

【相談者の概要】

相談者は福岡県内で日本庭園の設計・施工や樹木診断、樹木維持管理、ガーデニング、エクステリア、ブロック診断などを手がけており、個人宅から公共工事まで幅広く事業を展開している。

日本庭園等の企画・設計・施工においては、形式・様式美を重視し、個人宅の露地や坪庭などの場合は、思い出の樹木や添景物などを取り入れ、形式・様式に縛られるよりも「趣のある庭づくり」を優先するように心掛けている。

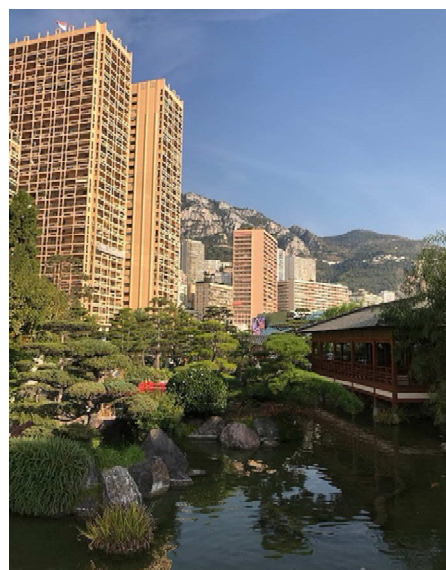
その中でも日本庭園造りにおいては、その洗練された技術力が海外からも高く評価されており、モナコ公国・中国・フランスなどでの施工実績がある。

モナコ公国で手掛けた日本庭園は、1990年に大阪万博で出展中の作品を見たモナコ政府の方からオファーがあり調査・企画・設計を経て、1992年に着工し1994年に完成している。完成後も毎年現地に出向き、日本庭園の管理指導を行っている。

現在、モナコ公国では地中海の一部を埋め立てて、高級別荘やコンドミニアム等を建設中であり、既存庭園のリニューアルと新規日本庭園の造園及び和風家屋の建築の業務に携わることが決まっている。庭園造りなどで使用する建築資材は日本から納品することとなり、その中には杉、桧、松などの製材品も含まれている。



(事業者が手掛けた日本庭園)



(モナコ公国にある既存庭園)

【輸出に当たって相談者が抱える課題等】

最終目的地となるモナコ公国までの輸送工程として、日本を出港した後、フランスの港で貨物を一旦卸下し、そこから陸路にて輸送する計画としている。

モナコ公国向けに杉・桧・松の製材を輸出する場合、現地の輸入者から EU の植物検疫条件として消毒処理を実施するよう指示を受けたが、どのような処理要

求を満たせば良いのかわからない。また、その処理の進め方や植物検疫手続きについても不慣れでわからない。

【支援等の内容】

EU 向け製材（杉・桧・松）に係る植物検疫条件、手続き等について次の説明を行った。なお、実際の処理をおこなう際は、専門家も現地に出向き、処理の進め方などについて支援を行った。

- ① EU 向け製材の輸出にあたっては、臭化メチルくん蒸、熱処理（材の中心温度 56℃、30 分以上）、防腐処理、キルンドライ処理のいずれかの実施と日本で輸出検査を受けて植物検疫証明書を添付する必要がある。
- ② 実際に処理をおこなう際は、植物防疫官の立会が必要となる。
- ③ 植物検疫証明書を取得するには、植物防疫所への申請手続きが必要となる。
- ④ 臭化メチルくん蒸を実施する場所は、輸出者及びくん蒸業者において、安全にくん蒸できると確認できた場所であれば良い。
- ⑤ 臭化メチルの処理基準については、EU の関係規則に明示されていないため、輸入者から現地検疫当局へ直接確認する必要がある。
- ⑥ 熱処理については、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく消毒実施者として認定を受けている場合は、証明実施機関（全国植物検疫協会等）が作成した熱処理基準に従った方法で認められている。
- ⑦ 処理にあたり、熱処理業者が作成した処理計画（寸法・材厚・結束厚・処理温度・処理時間など）を植物防疫所へ提出する必要がある。なお、処理結果については、自動温度記録装置が出力したグラフデータを植物防疫官へ提出する必要がある。
- ⑧ 各国の検疫条件は変更される可能性があるため、輸出前に確認することが望ましい。
- ⑨ 輸入者を通じて現地検疫当局へ植物検疫証明書の事前確認を取ることで、現地での輸入手続きのトラブルを回避することにつながる。

【相談者の対応状況】

相談者側にて現地の輸入者と調整した結果、自社敷地内の安全な場所を確保し、輸出用木材こん包材国際基準 NO.15 の処理基準（21℃以上、48g/m³）を適用した臭化メチルくん蒸を実施することとした。

<臭化メチルくん蒸の実施について>

- ① 植物防疫官立会の下、輸出検査が行われた。
- ② 植物防疫官にて投薬量や温度が確認され処理基準を満たしていることが確認された後、投薬を実施した。
（処理内容：内容積：132 m³、単位薬量：48g/m³、投薬量：6.4kg、温度：30℃）
- ③ その後、植物防疫官へ「くん蒸実施記録表」を提出し、くん蒸効果に問題な

いことが確認された。



(植物防疫官による輸出検査)



(植物防疫官による投薬量の確認)

※支援後、現地検疫当局へ植物検疫証明書の内容確認を求めた結果、針葉樹については熱処理の処理要求を満たした植物検疫証明書を添付するよう指示があった。このため、相談者は福岡県内にある輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づき、全国植物検疫協会（以下、全植検協）から認定された事業者へ熱処理を依頼し、早急に実施体制を整備した。

<熱処理の実施について>

- ① 熱処理時間等の設定：相談者は最大材厚を 400mm 以下となるよう貨物に 30mm の栈木を入れ、熱処理用に組み直した。なお、最大幅は 1200mm 以下とした。処理時の熱供給温度を 70℃以上とすることから全植検協が作成した消毒マニュアルの処理基準に基づき、57 時間以上の処理を計画した。



(熱処理用に組み直す相談者)



(植物防疫官による材厚確認)



(入庫された製材)

- ② 熱処理の実施：植物防疫官立会いの下に熱処理を実施した。熱処理消毒終了後にチャート紙を植物防疫官に提出した。なお、実際の熱処理状況については、以下のとおり。（処理施設 2 基使用）

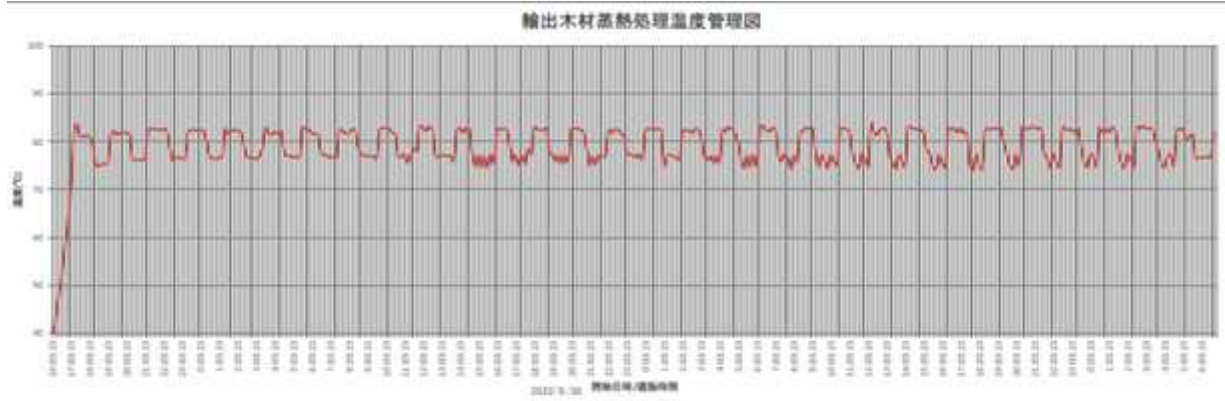
16 時 01 分：熱処理用に組み直した製材を庫内に搬入し、熱処理開始
(庫内温：施設センサーA 37℃、施設センサーB 34℃)

16 時 53 分：設定温度到達 (庫内温：施設センサーA 73℃)

16 時 59 分：設定温度到達 (庫内温：施設センサーB 75℃)

17 時 15 分：温度安定（庫内温：施設センサーA 73℃、施設センサーB 72℃）

6 時 43 分：熱処理完了



（熱処理結果が記録したグラフデータ（1 基分））

- ③ 出庫・輸出：熱処理終了後、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく登録こん包材生産者にて IPPC スタンプが表示された木材を使用してこん包作業が行われた。なお、EU の植物検疫条件であるこん包への「HT」表示についてもこん包に付し、10 月 21 日にモナコ公国向けに輸出された。

【評価・所感】

くん蒸処理後に現地検疫当局から処理条件の指示があり、船積みスケジュールの再調整やこん包の解体など対処すべき課題が多くあったが、相談者は輸出関係者（輸入者・通関業者）と密に連携を取り、また、専門家の支援を受けながら、一つ一つ課題を乗り越え、モナコ公国への輸出に成功している。

施工工程として、第 1 工期（2023 年 4 月～6 月）及び第 2 工期（2025 年 1 月～3 月）を経て、2025 年中の完成予定としている。

モナコ公国の主要産業は観光業であり、セレブが集まる国としても世界的に有名な国であることから、今後、現地に訪れた観光客や現地の富裕層などが完成した日本庭園を見ることで日本の認知度が高まり、ひいては農産物の輸出拡大につながる可能性が十分期待できるものとする。第 2 工期の輸出時においても、木材と新たに竹の輸出を検討されていることから、当事業では、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援していく。



（既存庭園周辺のコンドミニウム建築の様子）

事例 9

GFP 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

A社：ショウガを栽培し、生姜ほうじ茶を製造して国内に販売をしている。

現在、無農薬、有機栽培を目指している。

B社：60年間イチゴ栽培をしており関係者から高品質と言われている。リピーターも多い。

C社：ブドウを60aほど栽培して、青果卸売業、JA等に販売、出荷している。

D社：鶏卵の生産、販売を行うほか、コメの栽培を委託し、コメ及びコメ加工品も販売している。

【輸出の目的等】

A社：前職でインバウンド需要に触れる機会があったこと、国内だけでは今後ショウガの需要が減少することが見込まれるため輸出に取り組みたい。

B社：2年ほど前から海外にイチゴ生果実の販路を拡大し、売り上げ増加を目指したいと模索している。

C社：ブドウ生果実を海外に販路を拡大し、売り上げ増加を目指したい。

D社：コメ及び干し柿について国内で余った商品を流通させるルートとして輸出を計画している。

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

A社：ショウガ及び生姜ほうじ茶を輸出するための取り組みとして JETRO とともに市場調査を実施した。輸出の経験はない。（相談者が抱えている課題は、輸出の課題より生産コストに対する課題が大きい。）

B社：輸出に際しては残留農薬や植物検疫の問題があり、ハードルが高いと認識している。

C社：シンガポールをはじめいくつかの輸出先を検討している。輸出の経験がないことから輸出に向けたアドバイスを受けたい。

D社：いくつかの輸出先を検討しているが、台湾向けが最優先である。なお、間接輸出を考えているが、輸出事業者は未定。

【支援等の内容】

いずれの相談も GFP 事務局から、植物類の輸出にかかる訪問診断を実施するとして、課題解決支援事業事務局に依頼があったもので、すべて Web により行われた。

オンライン訪問診断では、GFP 事務局が進行し、農政局から相談者に対しヒヤ

リングが行われた。その後、参加している団体（都道府県、JETRO 等）から相談者の抱える課題等に対する説明が行われた。

課題解決支援事業の専門家は、事前に配布された「輸出チェックレポート」に基づき相談者の課題に適用したプレゼン用資料「輸出植物検疫の概要」を作成し、Web画面で描写しながら行ったが、全体の時間が1時間と限られていることから、専門家の説明時間は7分程度であった。

各社に対する説明概要は以下の通り。

本日のアジェンダ(オンライン訪問診断：1時間)

- ✓ 参加者紹介 (5分) ※GFP事務局より紹介
- ✓ 現在の生産・流通に関する状況や輸出に向けた取組に係るヒアリング (30分)
- ✓ 関係者各所より補助事業紹介・質疑 (15分)

(G F P 事務局が提示したアジェンダ)

A 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要のほか、輸出予定であるショウガ・生姜ほうじ茶は輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準値が異なるが、現段階では輸出先が決まっていないので、希望される輸出先国があれば、課題解決支援事業の相談窓口までご相談・ご照会をいただきたい。なお、相談については、現地に出向いて実施することもでき、その際の費用は一切かからない。なお、相談者からは、将来的には生ショウガの輸出も考えている旨の発言があった。

B 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要、輸出実績のほか、輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準は異なるので、輸出先が決まれば、相談を頂きたい。現地で説明をする費用は不要であることを説明した。相談者から以下の質問がありこれに回答した。

Q1：輸出検査不要とされている場合は、全く植物検疫を考えなくてよいのか。

A1：輸出検査不要とされている場合は、輸出時の植物検査はいら

ないが、輸出先国での輸入検査もいらないというものではない。必要に応じそれぞれの国で輸入検査が行われている。そのため、輸出する植物には病虫害の付着がないものを出荷することが重要である。



(課題解決支援事業の紹介)

Q2：植物検疫では病虫害がクリアできればよいのか。

A2：輸出先国によっては、対象とする病虫害を特定していたり、栽培地検査を求めているたり、輸出先国により対応が異なる。また、オーストラリア向けイチゴでは、栽培地検査を実施するか、輸出前にくん蒸を実施することが求められている。

Q3：残留農薬はどうやってわかるのか、散布したリストを提出することでよいのか。

検疫条件	該当する地域
輸出できない	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド
二国間合意に基づく検疫	タイ、オーストラリア
輸入許可が必要	米国（本土）
輸入許可・輸出検査	ブルネイ、スリランカ、パキスタン、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア
輸出検査	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー
輸出検査不要	香港、シンガポール、マレーシア

(いちごの検疫条件と該当する輸出先国)

A3：リストの提出とい

うことではなく、相手国で必要に応じ分析される。不安があれば国内で輸出前に残留分析を実施しておくことも検討していただきたい。なお、残留農薬は相手国の基準を満足していないから輸出できないという輸出時の規制ではなく、相手国の輸入時において基準値を満足しているかどうかで判断されるもの。また、残留農薬の検査に用いる試料部位、イチゴであれば果実だけの国、ヘタを付けた状態で分析する国など異なるので、同じ果実であっても残留値に違いがあるので注意が必要。

また、後日、相談者から有機 JAS 資材に関する照会があり、これにも対応した。

C 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要、輸出実績のほか、輸出先国により植物検疫条件及び残留農薬基準は異なる。シン

成分	分	MRL (ppm)	
		日本	台湾
リン化水素	Phosphine	0.01	0.01
ピペロニルブトキシド	Piperonyl butoxide	0.2	0.2
ピレトリン	Pyrethrins	0.2	0.2

(提供した台湾向け干し柿の残留基準値)

ガポール向けブドウについては検査を受けずに輸出できるが、米国、ベトナムは、輸入が認められていない。残留農薬基準値については農林水産省のホームページに掲載されている。シンガポール以外の輸出先が決まれば、相談を頂きたい。現地で説明をする。費用は不要であることを説明した。

D 社：課題解決支援事業の概要、輸出植物検疫の概要、残留農薬基準の概要を

説明し、台湾向け玄米については輸出時の検査が必要であるが、精米は検査を受けずに輸出することができること、干し柿については、台湾の検疫条件が確認できなかったことからバイヤーが決まれば台湾検疫当局に確認を取られることを勧める。

なお、輸出貿易統計を見ると、植物検疫統計数量とほぼ同一であることから、輸出時に植物検査を受けられていると判断される。

コメに関する残留農薬基準については、農林水産省のホームページに掲載されているので確認すること。干し柿については、課題解決支援事業で調べたところ3種類の成分が台湾のリストで掲げられていることが判明したが、我が国の残留基農薬準値と同一である。

また、干し柿については硫黄くん蒸されることが多いが、これは食品添加物としての基準となるので注意してほしいことを伝えたところ、当該くん蒸は実施していないとのことであった。

今回は、台湾向けの説明をしたが、農政局の聞き取りではこれ以外の国名も上がっていることから、台湾以外の輸出先については本事業の相談窓口まで相談を頂きたい。現地で説明をする。費用は不要であることを説明した。

25

輸出が決まれば、ご相談ください。

一般社団法人全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
電話 070-1187-1520
FAX 03-5294-1525
E-MAIL : support@zenshoku-kyo.or.jp

東海地区植物検疫協会
〒455-0032
愛知県名古屋市中区入船2-2-28
第2名港ビルディング4階
電話 070-1502-9038
FAX 052-661-7349
E-MAIL : tokaichiku-p.q.a@beach.ocn.ne.jp

輸出先の条件に合致した生産体系で管理しましょう

(連絡先の紹介)

【所 感】

農林水産省では日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトとして「GFP(Global Farmers / Fisherman / Foresters / Food manufacturers Project)」を推進し、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等(会員数:7,300名以上)のサポートが行われており、課題解決支援事業においても、GFP事務局からの要請により関係者に支援を行っている。

これまで、GFPを通じて支援した会員で順調に輸出をされている生産者、事業者も多くある。

訪問診断を受けられる方でも、輸出したい品目は決まっていなくても、輸出先が未定の方、確定している方と様々な相談がある。課題解決支援事業では、植物検疫の必要性、残留農薬基準値に適合できる生産体系を考えていただく必要があることを説明している。

課題解決支援事業では引き続き GFP 訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて様々な支援を行っていくこととしている。

事例 10

台湾向け果物や野菜等の輸出増に取り組む関係者

【背景・目的】

台湾は、福島第一原子力発電所の事故以来、福島県など5県産の農産物の輸入を停止していたが、2022年2月にキノコ類など一部品目を除いて産地証明書及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除したところである。近年、台湾では日本産の果物や野菜等の人気が高く、その輸出量が年々増加傾向にある。これを機に県産農産物についても輸出を増やすこととし、生産者や輸出事業者に対して、植物検疫や残留農薬、食品添加物等に係る啓蒙を図ることとし、セミナーを開催することとするとされた。

【関係者が抱える課題等】

台湾の残留農薬基準や食品添加物の基準等については、厳しい規制が続いていることから、これが輸出への障壁になっている。このことから、以下項目について、生産者や輸出事業者等関係者に情報提供し、今後の農産物輸出を円滑に実施したい。

- ・ 青果物の残留農薬基準

- 県内の輸出品目及び輸出可能性品目に特化した内容

- ・ 加工食品の食品添加物

- 県内の輸出商品及び輸出可能性商品に特化した内容

【セミナーの内容】

1. 対象者：生産者、輸出事業者、自治体関係者等

2. 方法：会場でのリアルセミナー及びオンラインセミナーによる開催

3. 内容：次の講演を行う。

①農産物を輸出するために（輸出植物検疫と残留農薬）

②加工食品の食品添加物規制について

③県産農産物等のPR販売に係る結果報告

このうち、①について課題解決支援事業の専門家が講演を行った。



（リアルセミナー会場の様子）

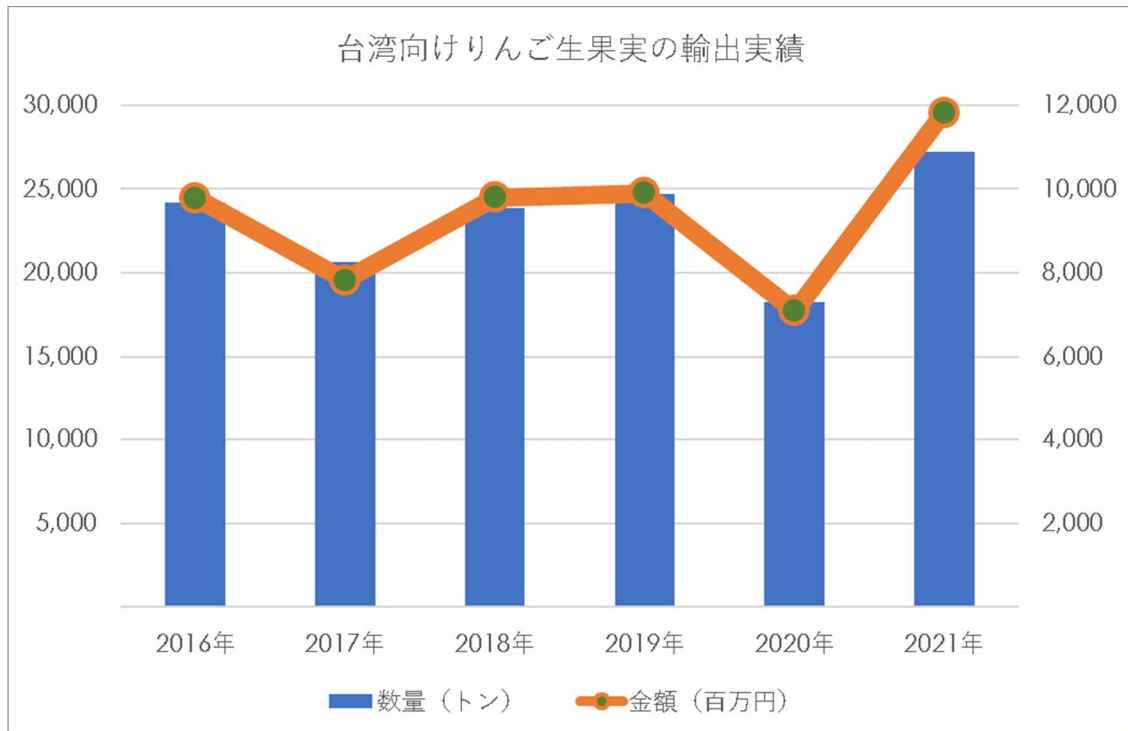
【セミナーでの専門家の説明内容】

専門家は、次の事項について資料に基づき説明した。また、質疑等もあったことから、丁寧な説明を行った。

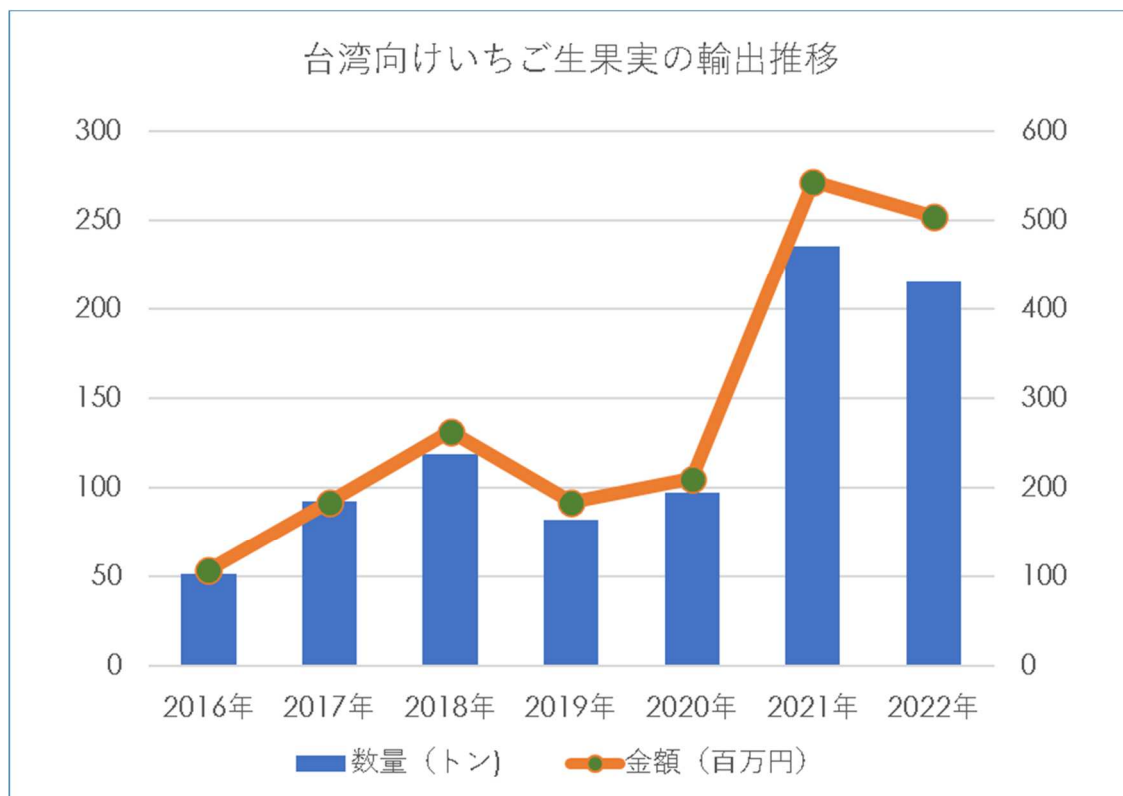
- ・ 検疫（Quarantine）とは
- ・ 侵入病害虫による被害の歴史
- ・ 植物検疫とは
- ・ 輸出検疫の流れ
- ・ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 台湾 品目別検疫条件一覧（貨物）
- ・ 輸出植物の検査の流れ
- ・ 台湾向けりんご、なし、もも、すももの検査の流れ
- ・ 農薬の残留農薬基準とは
- ・ 残留濃度の変化要因
- ・ 各国の残留農薬基準値（MRL）の確認方法
- ・ 台湾での輸入食品検査
- ・ 台湾での残留農薬の不合格事例
- ・ 台湾向けイチゴの代替農薬について
- ・ 台湾向けイチゴの天敵利用場面で使用可能な農薬
- ・ 輸出用防除体系構築フローチャート
- ・ 輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守
- ・ リンゴ、イチゴ、キャベツの輸出実績



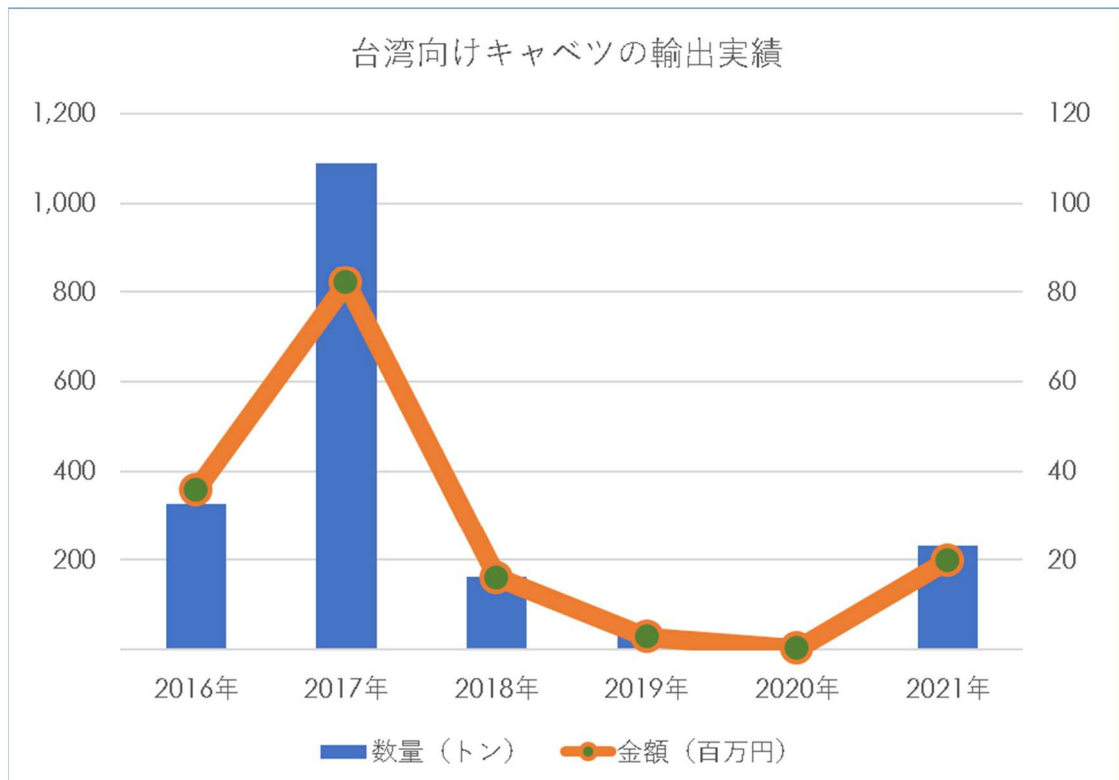
（「農産物を輸出するために」を講演する専門家）



(財務省貿易統計 HP データから作成)



(財務省貿易統計 HP データから作成)



(財務省貿易統計 HP データから作成)

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出事業者など関係者 38 名が参加し、農産物の輸出に関して非常に関心が高いことが伺われた。課題解決支援事業では、自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後には参加者などから寄せられる個別の相談等にも親密に対応するとともに、相談内容に応じて必要な専門家を派遣するなど引き続き支援を継続することとしている。

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2023 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3
伊田ビル

TEL 03-5294-1520

FAX 03-5294-1525

